

【設備使用について】

水産試験場では、企業・団体等の皆様の技術開発、製品開発などを支援するため、所有する試験設備や機器の一部を有料で開放しています。研究開発段階で、「試作品を作りたい」、「性能を測定したい」、「性質を調べたい」などの際にご利用ください。

【留意事項】

・道内に住所を有しない方（法人又は団体にあつては、道内に事務所又は事業所を有しない場合）については、設備使用料が2倍になります。

・依頼には規定に定められた使用料を負担していただきます。

使用料一覧はこちら（PDF）

・研究・開発を支援する制度ですので、販売及び無償譲渡目的の製品・商品を製造するためには使用できませんのでご注意ください。

【手続き手順】

[1] 設備使用相談（企業⇔研究員）

↓

[2] 日時等の調整（企業⇔研究員）

↓

[3] 「試験機器等の設備及び施設使用申込書」提出（企業→研究員）

↓ 申込書（PDF,WORD,一太郎） 記載例（PDF）

[4] 振込依頼書の送付（法人本部（または試験場）→企業）

↓

[5] 使用料の納入（企業→金融機関）納付期限あり

↓

[6] 領収書の写しをファックス（企業→研究員）

↓

[7] 設備及び施設の利用（企業）

使用方法の説明（研究員）

↓

[8] 使用実績確認、使用后点検（研究員）